



2024/11/25 11:58 現在の情報です。

東京都中央区銀座三丁目10番6号  
株式会社WBP

会社法人等番号	0400-01-083474	
商号	株式会社RISO	
	株式会社WBP	令和 3年10月16日変更 令和 3年10月21日登記
本店	東京都中央区銀座2-4-2 誠佳ビル4F	
	東京都中央区銀座三丁目10番6号	令和 6年 8月12日移転 令和 6年 8月14日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成25年11月1日	
目的	1. 美容室の経営 2. ネイルサロンの経営 3. メイクアップサロンの経営 4. エステティックサロンの経営 5. ヘッドスパサロンの経営 6. 美容関連商品の販売及び開発業務 7. 美容技術の開発、美容に関する技術の指導及び美容スクールの運営 8. 美容業の経営等に関する各種コンサルタント業 9. 美容機器、ファッション装身具等の販売 10. 講演活動及び執筆活動に関する業務 11. 美容・ネイル・メイクアップ等の技術者の人材派遣業 12. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び加盟店の指導育成 13. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	200株	
	1000万株	令和 3年10月16日変更 令和 3年10月21日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株	
	発行済株式の総数 10万株	令和 3年10月16日変更 令和 3年10月21日登記
	発行済株式の総数 11万1112株	令和 3年11月19日変更 令和 3年12月 3日登記
	発行済株式の総数 12万2965株 各種の株式の数 普通株式 11万1112株 A種優先株式 1万1853株	令和 4年12月28日変更 令和 4年12月28日登記
	発行済株式の総数 12万4447株 各種の株式の数 普通株式 11万1112株 A種優先株式 1万3335株	令和 5年 1月27日変更 令和 5年 1月31日登記
	発行済株式の総数 12万5929株 各種の株式の数 普通株式 11万1112株 A種優先株式 1万4817株	令和 5年 6月30日変更 令和 5年 7月 3日登記
	発行済株式の総数 12万5929株 各種の株式の数 普通株式 11万1112株 A種優先株式 1万4817株	令和 5年 6月30日変更 令和 5年 7月 3日登記

	発行済株式の総数 12万8152株 各種の株式の数 普通株式 11万1112株 A種優先株式 1万7040株	令和 5年 8月31日変更 ----- 令和 5年 9月13日登記
資本金の額	金100万円	
	金850万600円	令和 3年11月19日変更 ----- 令和 3年12月 3日登記
	金4850万4475円	令和 4年12月28日変更 ----- 令和 4年12月28日登記
	金5350万6225円	令和 5年 1月27日変更 ----- 令和 5年 1月31日登記
	金5850万7975円	令和 5年 6月30日変更 ----- 令和 5年 7月 3日登記
	金6601万600円	令和 5年 8月31日変更 ----- 令和 5年 9月13日登記
	金6601万600円	令和 5年 8月31日変更 ----- 令和 5年 9月13日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内容	普通株式 970万株 A種優先株式 30万株 I 残余財産の分配 1. 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主とあわせて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて、以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、金6,750円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。 2. 前項による分配の後なお残余財産がある場合には、普通株主等及びA種優先株主等に対して分配を行う。この場合、当社は、A種優先株主等に対しては、前項の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主等に対して普通株式1株につき分配する残余財産に「III 普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。 3. A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。 (1) A種優先株式の分割、併合又は無償割当てが行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合・無償割当ての比率」とは、株式の分割、併合又は無償割当て後の発行済株式総数（自己株式を除く。）を株式の分割、併合又は無償割当て前の発行済株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味するものとし、以下同じとする。 $\text{調整後分配額} = \text{当該調整前の分配額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$ (2) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを除く。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。 $\text{調整後分配額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$ (3) 第1号及び第2号における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。 II 金銭と引換えにする取得請求権 1. A種優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として、同日から30日を経過するまでの期間（以下、本「II金銭と引換えにする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有するA種優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本「II金銭と引換えにする取得請求権」の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。 2. 前項の請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。	

3. 本「II金銭と引換えにする取得請求権」によるA種優先株式1株の取得と引換えに交付される金銭は、第1項に定める移転の効力発生日において、当該移転の効力発生の直後における当社の純資産額（当該移転の対価も、その支払時期にかかわらず、全額が資産に含まれるものとみなす。）を残余財産とみなして、当社を清算したと仮定した場合、「I残余財産の分配」の定めに基づいて分配されるA種優先株式1株当たりの金額とする。
4. 本「II金銭と引換えにする取得請求権」による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となったA種優先株式を取得するものとし、直ちに第3項に定める1株当たりの金額に対象となる株式数を乗じた金額をA種優先株主に支払うものとする。但し、A種優先株主に支払うべき金額が会社法において支払可能な金額（以下「法定財源」という。）を超える場合には、法定財源を第3項で定める1株当たりの交付される金銭の額で除した株式数（1株未満の端数は切り捨てる。）についてののみ本「II金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権の効力が生じるものとし、その他の株式については取得請求権の行使の効力は生じないものとする。また、複数のA種優先株主が同時に本「II金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得請求権を行使し、かつ、上記但書の適用を受ける場合には、各A種優先株主について取得請求権の効力が発生するべき株式の数は、各A種優先株主が取得請求権を行使した株式の数に応じて按分するものとする（なお、按分にあたり生じる1株未満の端数は切り捨て本「II金銭と引換えにする取得請求権」に基づく取得の請求の対象とはしないものとする。）。
5. 前各項に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

### III 普通株式と引換えにする取得請求権

A種優先株主は、A種優先株主となった時点で降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当社に請求することができる権利（以下「取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

#### (1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式1株の取得と引換えに交付する当社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかる取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき1株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

A種優先株式の基準価額

A種取得比率 =

取得価額

(2) 前号に定めるA種優先株式の基準価額及び同号に定める取得価額（以下「取得価額」という。）は、いずれも当初6,750円とする。

### IV 取得価額等の調整

前「III普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額及び取得価額は、以下の定めにより調整される。

#### (1) 株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記①又は②に掲げる事由により当社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、取得価額を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

①調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合。但し、株式無償割当てによる場合、A種優先株式の取得請求権の行使その他潜在株式等（下記②において定義する。）の取得原因（下記②において定義する。）の発生による場合を除く。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外ときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

②調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等が発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。また潜在株式等の取得原因の全部又は一部の発生による場合を除く。）。調整後の取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外ときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。なお、上記における「潜在株式等」、「取得原因」及び「潜在株式等取得価額」の意味は以下のとおりとし、以下同様とする。「潜在株式等」とは、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利（A種優先株式を目的とする新株予約権のように、複数回の請求又は事由を通じて普通株式を取得し得るものを含む。）を意味する。

「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味する。「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜

在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{既発行 当該調整前 新発行 1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{取得価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後の取得価額を適用する日の前日における、(i) 当社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii) 発行済潜在株式等（当社が保有するものを除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由による普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力が上記適用日の前日までに生じる場合、当該発行又は処分される普通株式及び当該発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数は算入しない。）。

当社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、上記②に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記①又は②に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当て（株式無償割当てを除く。）により行われる場合は、前「Ⅲ普通株式と引換えにする取得請求権」に定めるA種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本号に基づく調整は、(i) 当社又は当社の子会社の役員及び使用人に対して、ストックオプション目的の新株予約権を発行する場合（当該発行直後において、当社の発行する全ての新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）の目的たる株式数の合計数が発行済株式総数の10%を超えない場合に限る。）、又は(ii) A種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主（複数名で当該割合以上の保有比率となる場合を含む。）が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

(2) 株式の分割、併合又は無償割当てによる調整

A種優先株式発行後、株式の分割、併合又は無償割当てを行う場合は、取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後の取得価額は、株式分割、株式併合又は株式無償割当ての効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降、適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

また、この場合A種優先株式の基準価額も、取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後取得価額} = \text{当該調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・無償割当ての比率}}$$

(3) その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当社は取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）に基づき、合理的な範囲において取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。

- ① 合併、会社分割、株式移転、株式交換又は株式交付のために取得価額の調整を必要とする場合。
- ② 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- ③ 潜在株式等にかかる第1号②に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- ④ 上記のほか、当社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると取締役会（取締役会設置会社でない場合には取締役）が判断する場合。

V 普通株式と引換えにする取得

当社は、A種優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）で承認され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、引換えにA種優先株主に当社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、「Ⅲ普通株式と引換えにする取得請求権」の定めを準用する。なお、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

VI 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

当社は、会社法第322条第3項但書その他法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。

令和 4年12月20日変更

令和 4年12月28日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。			
役員に関する事項	取締役	山本豊		
	取締役	山本豊	令和6年1月31日重任 令和6年2月9日登記 令和6年3月19日死亡 令和6年8月14日登記	
	取締役	山本和佳奈	令和3年10月16日辞任 令和3年10月21日登記	
	取締役	柳尚一	令和3年10月16日就任 令和3年10月21日登記	
	取締役	柳尚一	令和6年1月31日重任 令和6年2月9日登記 令和6年7月31日辞任 令和6年8月14日登記	
	取締役	柳愛衣	令和3年10月16日就任 令和3年10月21日登記	
	取締役	柳愛衣	令和6年1月31日重任 令和6年2月9日登記	
	取締役	植雄平	令和3年10月16日就任 令和3年10月21日登記	
	取締役	植雄平	令和6年1月31日重任 令和6年2月9日登記	
	取締役	山本和佳奈	令和6年8月5日就任 令和6年8月14日登記	
	取締役	木村誠	令和6年8月5日就任 令和6年8月14日登記	
		千葉県浦安市北栄一丁目2番31-505号ソレイユ・イズミ		
		代表取締役	山本豊	
		千葉県浦安市日の出三丁目3番		平成28年5月30日住所移転
		代表取締役	山本豊	令和3年10月21日登記
		千葉県浦安市日の出三丁目3番		令和6年1月31日重任
		代表取締役	山本豊	令和6年2月9日登記 令和6年3月19日死亡 令和6年8月14日登記
		千葉県浦安市日の出一丁目3番4-401号海風の街		令和6年8月5日就任
		代表取締役	山本和佳奈	令和6年8月14日登記
	登記記録に関する	平成27年1月1日千葉縣市川市南八幡四丁目5番2号朝日ビル202から本		

事項

店移転

平成27年 3月23日登記

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。